



は繰り返されます!

～DVに悩む方を支援するために～

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者(事実婚、元配偶者も含む)や親密な関係にあるパートナーからの暴力を言います。身体的暴力、精神的暴力など様々な形で被害者を傷つけ、支配しようとする行為です。

いずれも、親密な関係で起こる暴力であるため、被害は潜在しやすく周囲の友人や知人などに気づかれることが少なく、被害者は長期的な暴力に苦しんでいます。



主な暴力

言葉による暴力・精神的暴力

- 大声でどなる
- 欠点や悪口を言って傷つける
- 何を言っても無視する
- 相手の大切にしているものをわざと壊す
- 刃物などを突きつけて脅す

身体的暴力

- 平手で打つ、殴る、蹴る
- 物を投げつける

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 働くことを許さない

社会的暴力

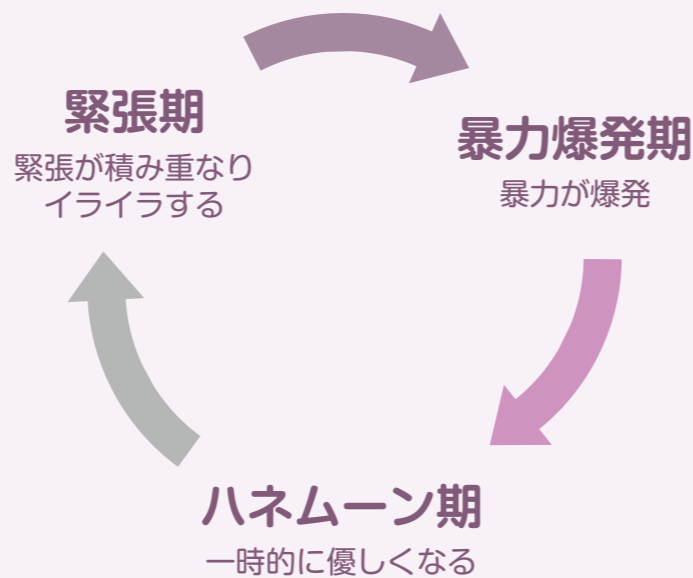
- 外出や携帯電話、手紙などを細かくチェックする
- 実家や友人とのつきあいを禁止する

性的暴力

- 望まない性行為をする
- 避妊に協力しない

暴力のサイクル

配偶者などからの暴力は繰り返し起こり、どんどん頻繁に、過激になります。加害者は一時的に優しくなることがあります。しばらくするとまた暴力が始まります。



ひとりで悩まず相談しましょう

どのような理由があっても、暴力をふるうことは犯罪です。パートナーに暴力をふるってもいいという理由は、何もありません。悪いのは明らかに、暴力をふるう側です。

「これってもしかして…DV?」と思ったら、ひとりで抱え込まずどんな小さなことでも、相談窓口(4ページ)に相談しましょう。相談窓口では秘密は厳守します。

あなたがDVの相談を受けたら?

あなたの周囲にいる人がDVで悩んでいたら、絶対にその人を批判せず、話をじっくり聞いてあげてください。話を聞くときは、「あなたが我慢すればいいのよ。」「そうされるあなたにも、悪いところがあるんじゃない?」などと、絶対に言わないでください。

そして、相談を受けたら「あなたは悪くない。」と伝え、相談窓口(4ページ)を教えてあげましょう。



防止法の要点

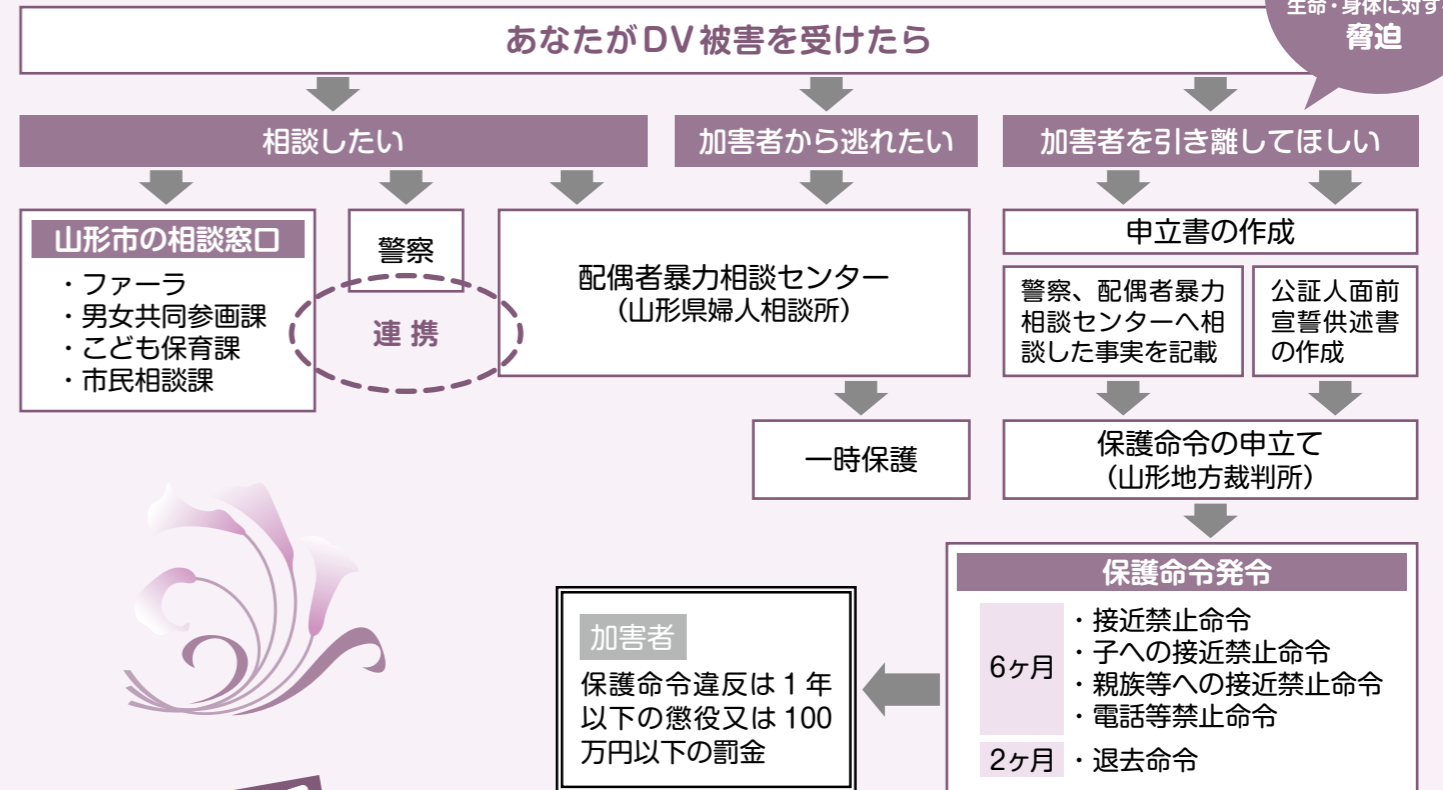
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」は、配偶者からの暴力に関する相談や保護、支援体制を整備し、被害者を守るための法律です。

主な内容は

- 配偶者からの暴力を対象としています。内縁関係や事実婚、離婚後も引き続き被害を受ける場合も対象となります。
- 県に配偶者暴力支援センターの設置が義務付けられ、山形市内では県婦人相談所が担当します。市町村については努力義務となっています。
- 被害者に重大な危害を及ぼす恐れがある場合、裁判所において被害者からの申し立てにより加害者に「保護命令」を出します。具体的には、接近禁止命令や電話等禁止命令、退去命令があります。



被害者支援の流れ



身体的暴力や生命・身体に対する脅迫



束縛って愛情? ~デートDVを考える~

10代、20代の若い男女の交際関係にもDVは存在します。この交際相手からの暴力のことを「デートDV」といいます。

はじめは、何気ないほんの少しの束縛が、次第にストーカー行為に悪化したり、暴力が犯罪につながったりする恐れもあります。当事者はもちろん、周囲の人も「おかしい」と思ったら、相談窓口(4ページ)に相談してください。

2人の関係を振り返ってみよう

- 携帯電話をチェックし、アドレスを消させる
- 「ウザイ」「ダサイ」など、あなたを見下す言い方をされる
- ほかの人とのつきあいを制限される
- 自分の本当の気持ちが恐くて言えない

ひとつでも該当する項目がある方は、デートDVの可能性もあるかも? 2人のすてきな関係になるために、大切なことは何か、今一度考えてみませんか?